

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【千代田区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4		安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
				内容	実施時期					
ホテルグランドパレス	千代田区 飯田橋 1-1-1	ホテル	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる		Ⅲ				
竹橋合同ビル	千代田区 大手町 1-4-1	事務所 ホテル	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる		Ⅲ				
新大手町ビル	1~9F	千代田区 大手町 2-2-1	店舗 事務所	5-4 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_s/I_{s0}	1.20	Ⅲ			
	10F			14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる		Ⅲ			
朝日生命大手町ビル	千代田区 大手町 2-6-1	店舗 事務所	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる		Ⅲ				

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4			安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
									内容	実施時期	
経済産業省総合庁舎本館	千代田区霞が関1-3-1	庁舎	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			
日本郵政株式会社 日本郵政ビル(本社社屋)	千代田区霞が関1-3-2	事務所郵便局	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	改修工事中			耐震改修	2016年6月 着工 2020年9月 完了		
警察総合庁舎	千代田区霞が関2-1-1	庁舎	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$	1.04		Ⅲ			
朝日九段マンション	千代田区九段北1-9-5	店舗事務所共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_s/I_{s0}	0.55	$C_{TU} \cdot S_D$	0.26	Ⅱ		
ヒューリック九段ビル (日本地所第一ビル)	千代田区九段北1-13-5	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_s/I_{s0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.31	Ⅲ		
九段合同庁舎	千代田区九段南1-1-10	庁舎	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			
東京堂千代田ビルディング	千代田区九段南1-3-1	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			
九段会館本館	千代田区九段南1-6-5	集会施設宿泊施設	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$	0.55		Ⅱ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
					内容	実施時期							
千代田会館・千代田区公会堂	千代田区九段南1-6-17	事務所 公会堂	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_s/I_{s0}	1.08			Ⅲ				
ゼニタカアネックス	千代田区麴町1-4-4	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ			
弘済会館ビル	千代田区麴町5-1	店舗 事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.30	Ⅲ			
第2ディーアイシービル	千代田区外神田2-16-2	事務所 倉庫	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_s/I_{s0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.31	Ⅲ			
参議院第二別館(南棟)	千代田区永田町1-11-16	事務所		社団法人宮繕協会による「官庁施設の耐震点検・改修要領」		I_s/I_E	1.07			Ⅲ			診断方法の判定基準より $I_s/I_E \geq 1.0$ をⅢと評価
自由民主会館	千代田区永田町1-11-23	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (I, II, III)		耐震改修等の予定※6		備考※7
												内容	実施時期	
最高裁判所庁舎	大法廷棟	千代田区 隼町 4-2	庁舎	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	改修工事中				耐震改修	2014年3月 着工 2020年12月 完了予定			
	小法廷棟			6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」			GI _S	1.10	III				
	図書館棟			6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」			GI _S	1.16	III				
	裁判官棟			6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」			GI _S	1.05	III				
	裁判部棟			6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」			GI _S	1.06	III				
	事務北棟			6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	改修工事中				耐震改修	2014年3月 着工 2020年12月 完了予定			
	事務西棟			6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	改修工事中				耐震改修	2014年3月 着工 2020年12月 完了予定			
パレスサイドビル	千代田区 一ツ橋 1-1-1	事務所 店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I _S /I _{S0}	1.01	C _T ・S _D	0.26	III				
NTTコム一ツ橋ビル	千代田区 一ツ橋 1-2-1	事務所 通信機械室	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				III				

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
					内容	実施時期							
住友商事竹橋ビル	千代田区 一ツ橋 1-2-2	事務所 電信局	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
平河町換気所	A棟	千代田区 平河町 2-16	換気所他	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	Qu/α・ Qun	1.39	GI _s	0.93	Ⅲ			
	B棟							GI _s	1.52	Ⅲ			
東京海上日動ビル本館	千代田区 丸の内 1-2-1	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
岸本ビル	千代田区 丸の内 2-2-1	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I _s	0.98	q	1.12	Ⅲ				
丸の内三井ビルディング	千代田区 丸の内 2-2-2	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I _s /I _{s0}	1.07	C _T ・S _D	0.52	Ⅲ			
郵船ビルディング	千代田区 丸の内 2-3-2	店舗 事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
国際ビル	千代田区 丸の内 3-1-1	店舗 事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I _s /I _{s0}	1.13			Ⅲ				

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4			安全性の評価※4、5 (I, II, III)		耐震改修等の予定※6		備考※7
								内容	実施時期			
警視庁丸の内庁舎 (旧東京都第三庁舎)	千代田区丸の内 3-8-1	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			III				

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【中央区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
三栄ビル	中央区 京橋 1-5-6	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.50	Ⅲ			
戸田ビル(新八重洲ビル)	中央区 京橋 1-7-1	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.15	$C_T \cdot S_D$	0.58	Ⅲ			
京橋第一生命ビルディング	中央区 京橋 2-4-12	店舗 事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_S/I_{S0}	1.00			Ⅲ			
銀座貿易ビル	中央区 銀座 2-7-18	店舗 事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	0.39	$C_{TU} \cdot S_D$	0.00	Ⅰ			
恒産第3ビル	中央区 銀座 2-16-7	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.51	Ⅲ			耐震改修 2013年3月 完了
松屋銀座	中央区 銀座 3-6-1	百貨店 駐車場	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_S/I_{S0}	1.00			Ⅲ			耐震改修 2017年9月 完了
株式会社三越伊勢丹 三越銀座店	中央区 銀座 4-6-16	百貨店	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.43	Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
中村積善会ビル	中央区銀座 5-7-10	店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ		
銀座コアビル	中央区銀座 5-8-20	店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.54	$C_T \cdot S_D$	0.26	Ⅱ		
NTT東日本東銀座ビル	中央区銀座 5-15-1	店舗 事務所 通信機械室	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.51	Ⅲ		
Daiwa銀座ビル	中央区銀座 6-2-1	店舗 事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.28	Ⅲ		
野村不動産銀座・新橋演舞場ビル	中央区銀座 6-18-2	事務所 劇場 駐車場	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる			Ⅲ			
リクルート銀座8丁目ビル	中央区銀座 8-4-17	事務所 駐車場	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる			Ⅲ			
築地市場青果部立体駐車場A棟	中央区築地 5-2-1	駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.58	$C_{TU} \cdot S_D$	0.30	Ⅱ	除却	2018年10月以降

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
										内容	実施時期		
朝日新聞東京本社本館	中央区 築地 5-3-2	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
築地浜離宮ビル	中央区 築地 5-3-3	店舗 事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
浜離宮建設プラザ	中央区 築地 5-5-12	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
国分本社ビル	中央区 日本橋 1-1-1	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_s/I_{s0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.25	Ⅲ			
日本橋西川ビル	中央区 日本橋 1-5-3	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_s	0.60	q	1.61	Ⅲ			
柳屋ビルディング	中央区 日本橋 2-1-10	店舗 事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_s/I_{s0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.50	Ⅲ			
新日本橋ビルディング	中央区 日本橋 3-8-2	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_s/I_{s0}	1.08	$C_T \cdot S_D$	0.52	Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
					内容	実施時期							
山万本社ビル	中央区 日本橋小網町 6-1	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
エトワール海渡 ファッション館	1期建物	中央区 日本橋馬喰町 1-7-16	店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.60	q	1.50	Ⅲ			
	2期建物					I_s	0.60	q	1.39	Ⅲ			
	3期建物					I_s	0.59	q	1.64	Ⅱ			
ツカモトビル	中央区 日本橋本町 1-6-5	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.50	Ⅲ			
日本橋ライフサイエンス ビルディング (日本橋アカデミア & インキュベーションセンター)	中央区 日本橋本町 2-3-11	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
NOF日本橋本町ビル	中央区 日本橋本町 2-7-1	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.15	$C_T \cdot S_D$	0.30	Ⅲ			
ワカ末ビル	中央区 日本橋本町 3-3-6	事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_s/I_{s0}	1.06			Ⅲ			
興和株式会社 東京支店ビル	中央区 日本橋本町 3-4-14	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.03	$C_{TU} \cdot S_D$	0.49	Ⅲ			Rt=0.97

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
										内容	実施時期		
三越本店本館	中央区 日本橋室町 1-4-1	百貨店	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
日本橋スルガビル	中央区 日本橋室町 1-7-1	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	Ⅲ			
三井本館	中央区 日本橋室町 2-1-1	事務所		社団法人営繕協会による「官庁施設の耐震点検・改修要領」		I_S/I_E	1.01			Ⅲ			診断方法の判定基準より $I_S/I_E \geq 1.0$ をⅢと評価
室町ビル	中央区 日本橋室町 4-3-18	店舗 事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.28	Ⅲ			
新呉服橋ビルディング	中央区 八重洲 1-2-1	事務所 銀行 店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
TGビルディング本館	中央区 八重洲 1-2-16	店舗 事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_S/I_{S0}	1.05	$C_T \cdot S_D$	0.50	Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【港区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
コマツ本社ビル	港区赤坂 2-3-6	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.49	Ⅲ			
オーク赤坂ビル	港区赤坂 7-107	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.26	Ⅲ			
草月会館	港区赤坂 7-2-21	事務所 集会所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.45	Ⅲ			Rt=0.92
日本生命赤坂ビル	港区赤坂 8-1-19	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.30	Ⅲ			
メソニック39MTビル	港区麻布台 2-4-5	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.28	$C_T \cdot S_D$	0.30	Ⅲ			
イトーピア浜離宮	港区海岸 1-6-1	店舗 共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.63	$C_T \cdot S_D$	0.13	Ⅱ	建替え	2019年7月 着工	
芝浦ビル	港区海岸 3-4-20	事務所 他	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	0.49	$C_{TU} \cdot S_D$	0.31	Ⅰ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
第1東運ビル	港区 海岸 3-5-10	倉庫	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.53	$C_{TU} \cdot S_D$	0.35	Ⅱ		
NTT東日本青山ビル	港区 北青山 2-7-15	事務所 通信機械室	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ		
三田平和ビル	港区 芝 2-32-1	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ		
都営芝五丁目アパート2号棟	2A号棟	港区 芝 5-18	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.12	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅲ		Rt=0.98
	2B号棟					I_S/I_{S0}	1.04	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ		Rt=0.97
	2CD号棟					I_S/I_{S0}	1.13	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅲ		Rt=0.97
森永プラザビルヂング	港区 芝 5-33-1	店舗 事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ		
徳栄ビル	港区 芝 5-33-7	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.50	Ⅲ		
第一田町ビル本館	港区 芝 5-315-1	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.49	Ⅲ		

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
春日ビル	港区芝 5-34-2	店舗 共同住宅 駐車場 倉庫	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_s/I_{s0}	0.27	$C_{TU} \cdot S_D$	0.21	Ⅰ			
新田町ビル	港区芝 5-34-6	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.64	q	1.17	Ⅲ			
ホームットキャピタル	港区 白金台 1-1-21	報告書未提出										
シェラトン都ホテル東京	港区 白金台 1-1-50	宿泊施設	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅲ		
クレール白金台	港区 白金台 3-16-8	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_s/I_{s0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	Ⅲ		
新橋駅前ビル1号館	港区 新橋 2-20-15	店舗 事務所 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ		
シナガワグース	港区 高輪 3-13-3	ホテル	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる			Ⅲ			
京急第2ビル	港区 高輪 3-25-23	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_s/I_{s0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.29	Ⅲ		
アベニュー高輪	港区 高輪 3-25-27	店舗 事務所 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材の場合	I_s/I_{s0}	0.74	$C_{TU} \cdot S_D$	0.29	Ⅱ		

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期						
京急第10ビル	1~4F	港区高輪 3-26-33	店舗事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	Ⅲ			
	5F~10F			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.64	Ⅲ			
	立体駐車場		駐車場	3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_S	0.66	q	1.48	Ⅲ			
サマセット品川東京		港区高輪 4-24-58	事務所共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.70	$C_T \cdot S_D$	0.82	Ⅲ			
虎ノ門11森ビル		港区虎ノ門 2-6-4	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.08	$C_{TU} \cdot S_D$	0.52	Ⅲ			
虎ノ門36森ビル		港区虎ノ門 3-4-7	店舗事務所 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.58	$C_{TU} \cdot S_D$	0.29	Ⅲ			
虎ノ門35森ビル		港区虎ノ門 3-4-10	店舗事務所 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.26	$C_{TU} \cdot S_D$	0.41	Ⅲ			
虎ノ門33森ビル		港区虎ノ門 3-8-21	店舗事務所 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.50	$C_{TU} \cdot S_D$	0.72	Ⅲ			
虎ノ門40MTビル		港区虎ノ門 5-13-1	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.25	Ⅲ			
高樹町センタービル		港区西麻布 2-26-23	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_S	0.64	q	1.06	Ⅲ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7				
										内容	実施時期					
富士フィルム西麻布ビル	1号館	港区西麻布2-26-30	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法				Ⅲ							
	2号館			2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I _s	0.61	q		1.02	Ⅲ					
西麻布六本木通ビル		港区西麻布4-16-13	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法				I _s	0.65	q	1.43	Ⅲ			
三田国際ビル		港区三田1-4-28	店舗事務所 駐車場	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法				確認できる				Ⅲ			
日本郵便株式会社 高輪郵便局		港区三田3-8-6	事務所 共同住宅	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」						GI _s	1.25	Ⅲ			
笹川記念会館		港区三田3-12-12	事務所 会議場	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法				確認できる				Ⅲ			
三田MTビル		港区三田3-13-12	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法				I _s	0.63	q	1.64	Ⅲ			
新青山ビル		港区南青山1-1-1	店舗 事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法				確認できる				Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
ホーラ青山ビル	港区 南青山 2-5-17	事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1983年版)	I_S/I_{S0}	0.51			Ⅱ			
赤坂見附MTビル	港区 元赤坂 1-2-3	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.07	$C_T \cdot S_D$	0.25	Ⅲ			
六本木ヒルズノースタワー	港区 六本木 6-2-31	店舗 事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【新宿区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4			安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
									内容	実施時期		
西武新宿ビル	新宿区歌舞伎町1-30-1	店舗 ホテル 駅舎	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ				
飯田橋ハイタウン	新宿区下宮比町2-28	報告書未提出										
飯田橋第二パーク・ファミリア(西棟)	新宿区新小川町6-27	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.31	Ⅲ			
損保ジャパン日本興亜本社ビル	新宿区西新宿1-26-1	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ				
新宿野村ビル	新宿区西新宿1-26-2	店舗 事務所 駐車場	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ				

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4			安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
									内容	実施時期		
小田急第一生命ビル	新宿区西新宿2-47-1	店舗事務所倉庫駐車場	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ				
新宿三井ビルディング二号館	新宿区西新宿3-2-11	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ				
ライオンズマンション西新宿	新宿区西新宿3-15-5	店舗事務所共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_s/I_{s0}	0.75	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅱ			
ロッテ本社ビル	新宿区西新宿3-20-1	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	I_s/I_{s0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.49	Ⅲ			
ストーク新宿	新宿区西新宿6-12-7	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_s/I_{s0}	0.43	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅰ	耐震改修	2018年度設計着手	Rt=0.978
株式会社トーハン 本社ビル	新宿区東五軒町6-24	事務所作業場倉庫	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_s/I_{s0}	0.55	$C_{TU} \cdot S_D$	0.34	Ⅱ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期	

- ※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。
- ※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。
- ※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。
- ※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。
- ※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。
- Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- ※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震
- いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。
- ※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。
- ※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【文京区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
										内容	実施時期		
五洋建設株式会社本社ビル	文京区 後楽 2-2-8	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			耐震改修 2014年5月 完了	
プラザ江戸川橋	1~6F	文京区 関口 1-23-6	店舗 事務所 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.52	Ⅲ			
	5-3			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.23	$C_{TU} \cdot S_D$	0.75	Ⅲ				
三菱UFJニコス本郷ビル	文京区 本郷 3-33-5	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.25	$C_T \cdot S_D$	0.40	Ⅲ			
日本私立学校振興・共済事業団湯島会館(東京ガーデンパレス)	文京区 湯島 1-7-5	事務所 宿泊施設 宴会場	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_S	0.62	q	2.47	Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【台東区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					I_S/I_{S0}		$C_{TU} \cdot S_D$			内容	実施時期	
上野ロイヤルハイツ	台東区入谷1-6-6	店舗事務所共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.73	$C_{TU} \cdot S_D$	0.35	Ⅱ		
NTT東日本上野ビル(旧館)	台東区上野5-24-11	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.52	Ⅲ		
NTT東日本上野ビル(新館)	台東区上野5-24-11	店舗事務所通信機械室	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる			Ⅲ			
日本郵政株式会社 日本郵政蔵前ビル (くらまえ橋郵便局)	台東区蔵前1-3-25	事務所郵便局	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」				$G I_S$	1.30	Ⅲ		
NTT東日本蔵前ビル	台東区蔵前1-3-35	事務所通信機械室	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.80	$C_{TU} \cdot S_D$	0.40	Ⅱ	耐震改修	2019年着工
東京都台東区立柏葉中学校	校舎棟	台東区下谷3-1-29	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.75	Ⅲ		U=1.25
	体育館棟					I_S/I_{S0}	1.02	$C_{TU} \cdot S_D$	0.77	Ⅲ		U=1.25

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
東武ビル	台東区 花川戸 1-4-1	百貨店 駅舎	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ		
上野ビル	台東区 東上野 2-18-10	事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_s/I_{s0}	1.02			Ⅲ		
東京電力株式会社上野支社 (大久保共同ビル)	台東区 竜泉 2-18-6	事務所 変電所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.11	$C_{TU} \cdot S_D$	0.52	Ⅲ		

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、R_t、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【墨田区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	
墨田区・丸井錦糸町駅前 共同開発ビル	墨田区 江東橋 3-9-10	店舗 区産業振興 施設	5-5	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.25	Ⅲ		
都営江東橋四丁目アパート1号棟	墨田区 江東橋 4-30	共同住宅 事務所 車庫	5-6	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.04	$C_{TU} \cdot S_D$	0.27	Ⅲ		Rt=0.96
都営太平南アパート1号棟	墨田区 太平 4-2	共同住宅 店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	0.70	$C_{TU} \cdot S_D$	0.33	Ⅱ	耐震改修	2020年予定
ライオン株式会社 本社ビル	墨田区 本所 1-3-7	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56 年6月1日以降におけるある時点の建築基準 法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基 づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る 部分(構造計算にあつては、地震に係る部分 に限る。)に限る。)に適合するものであるこ とを確認する方法	確認できる					Ⅲ		

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【江東区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
						I_S/I_{S0}		$C_{TU} \cdot S_D$			内容	実施時期		
木場ハイツ	西棟	江東区 枝川 2-1-13	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.24	$C_{TU} \cdot S_D$	0.39	Ⅲ			
	東棟						I_S/I_{S0}	1.14	$C_{TU} \cdot S_D$	0.27	Ⅲ			
ダイエー大島店		江東区 大島 4-6-1	店舗	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.61	Ⅲ			耐震改修 2010年2月 完了
大島六丁目団地2号棟		江東区 大島 6-1	店舗 共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_S/I_{S0}	0.88	$C_T \cdot S_D$	0.25	Ⅱ			
ソフィア東大島		江東区 大島 7-39-1	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ			
コープ野村亀戸 西棟(A棟)		江東区 亀戸 1-43-9	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.03	$C_{TU} \cdot S_D$	0.35	Ⅲ			
コープ野村亀戸 中央棟(B棟)		江東区 亀戸 1-43-8	店舗 共同住宅 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	1.05	$C_{TU} \cdot S_D$	0.29	Ⅲ			
コープ野村亀戸 東棟(C棟)		江東区 亀戸 1-43-7	店舗 共同住宅 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.28	Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
ニューパークハイツ	江東区 亀戸 8-23-3	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.29	Ⅲ			Rt=0.98
日商岩井 亀戸マンション	A棟	江東区 亀戸 9-19-7	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.89	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	Ⅲ			
	B棟					I_S/I_{S0}	1.16	$C_{TU} \cdot S_D$	0.38	Ⅲ			
	C棟					I_S/I_{S0}	1.32	$C_{TU} \cdot S_D$	0.34	Ⅲ			
	D棟					I_S/I_{S0}	1.53	$C_{TU} \cdot S_D$	0.32	Ⅲ			
	E棟					I_S/I_{S0}	1.37	$C_{TU} \cdot S_D$	0.36	Ⅲ			
マンション東陽町	A棟	江東区 南砂 2-30-1	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.30	$C_{TU} \cdot S_D$	0.37	Ⅲ			
	B棟					I_S/I_{S0}	1.26	$C_{TU} \cdot S_D$	0.31	Ⅲ			
	C棟					I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.43	Ⅲ			
都営南砂四丁目アパート1号棟	江東区 南砂 4-4-1	保育所 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.32	Ⅲ			Rt=0.99
南砂四丁目住宅	東棟	江東区 南砂 4-12-10	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.80	$C_{TU} \cdot S_D$	0.19	Ⅱ			
	西棟					I_S/I_{S0}	0.56	$C_{TU} \cdot S_D$	0.16	Ⅱ			

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることを公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【品川区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	
シーアイマンション白金 ・高砂ビル白金	品川区 上大崎 2-13-22・20	店舗 事務所 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.46	$C_{TU} \cdot S_D$	0.23	Ⅰ		
北品川サンハイツ	品川区 北品川 3-6-13	店舗 共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.75	$C_T \cdot S_D$	0.27	Ⅱ		
						I_S/I_{S0}	1.08	$C_t \cdot S_d$	0.29	Ⅲ		
日本生命五反田ビル	品川区 西五反田 1-31-1	事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_S/I_{S0}	1.03			Ⅲ		
ホテルマイステイズ五反田駅前	品川区 西五反田 2-6-8	店舗 ホテル	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.50	Ⅲ		
五反田第一生命ビル	品川区 西五反田 2-19-3	事務所 銀行	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_S/I_{S0}	1.03			Ⅲ		
第2TOC	品川区 西五反田 7-21-2	事務所	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_S/I_{S0}	0.52	$C_{TU} \cdot S_D$	0.30	Ⅱ		
TOCビル 本館	品川区 西五反田 7-22-17	店舗 事務所 倉庫 展示場 車庫	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_S	0.39	q	0.82	Ⅱ		

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	
イトーピア五反田マンション	品川区 西五反田 8-10-14	共同住宅	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
大森パークハイツ	品川区 南大井 2-12-1	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.34	Ⅲ		Rt=0.975
大森海岸ハウス	A棟	品川区 南大井 2-12-5	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.13	$C_{TU} \cdot S_D$	0.43	Ⅲ		
	B棟					I_S/I_{S0}	1.26	$C_{TU} \cdot S_D$	0.44	Ⅲ		
	C棟					I_S/I_{S0}	1.13	$C_{TU} \cdot S_D$	0.43	Ⅲ		
ライオンズ マンション大森	A棟	品川区 南大井 2-12-10	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.05	$C_{TU} \cdot S_D$	0.34	Ⅲ		
	B棟					I_S/I_{S0}	1.08	$C_{TU} \cdot S_D$	0.26	Ⅲ		
	C棟					I_S/I_{S0}	1.03	$C_{TU} \cdot S_D$	0.28	Ⅲ		

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることを公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【目黒区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
三菱東京UFJ銀行 青葉台分館	目黒区 青葉台 4-8-6	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.08	$C_T \cdot S_D$	0.54	Ⅲ		
目黒ビル	目黒区 下目黒 6-1-21	未使用	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_S/I_{S0}	1.00			Ⅲ	除却	2018年着工
NTTコム唐ヶ崎ビル	目黒区 中央町 1-11-7	事務所 通信機械室	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の場 合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.50	Ⅲ		
中目黒ハイツ	目黒区 中目黒 1-10-22	店舗 共同住宅 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	0.60	$C_{TU} \cdot S_D$	0.29	Ⅱ		
キャッスル共進	目黒区 碑文谷 2-21-6	店舗 事務所 共同住宅 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹 材の場 合	I_S/I_{S0}	0.41	$C_{TU} \cdot S_D$	0.31	Ⅰ		
			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	0.63	$C_{TU} \cdot S_D$	0.39	Ⅱ			
					I_S/I_{S0}	0.44	$C_{TU} \cdot S_D$	0.24	Ⅰ			
ダイエー碑文谷	目黒区 碑文谷 4-1-1	店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる			Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
りそな銀行目黒ビル	目黒区 目黒 2-13-18	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.16	$C_T \cdot S_D$	0.56	Ⅲ			
日本郵便株式会社 目黒郵便局	目黒区 目黒本町 1-15-16	事務所	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.02	$C_{TU} \cdot S_D$	0.61	Ⅲ			

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることを公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【大田区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
					I_S/I_{S0}	$C_{TU} \cdot S_D$	$C_{TU} \cdot S_D$	$C_{TU} \cdot S_D$		内容	実施時期		
大森ハイツ	大田区 大森本町 1-1-2	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.05	$C_{TU} \cdot S_D$	0.40	Ⅲ			
						I_S/I_{S0}	1.09	$C_{TU} \cdot S_D$	0.51	Ⅲ			
						I_S/I_{S0}	1.02	$C_{TU} \cdot S_D$	0.36	Ⅲ			
						I_S/I_{S0}	1.09	$C_{TU} \cdot S_D$	0.40	Ⅲ			
蒲田駅前ハイツ、 消費者生活センター、 区民活動支援施設、 多文化共生推進施設及び 図書館	大田区 蒲田 5-13-26	共同住宅 施設・図書館	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.28	Ⅲ			
六郷東豊エステート	大田区 東六郷 3-8-4	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_S/I_{S0}	0.42	$C_{TU} \cdot S_D$	0.19	Ⅰ			Rt=0.97
洗足ミナミプラザ	大田区 南千束 1-3-1	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	0.60	$C_{TU} \cdot S_D$	0.37	Ⅱ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【世田谷区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
駒場ネオパレス	世田谷区池尻 3-1-1	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	0.40	$C_{TU} \cdot S_D$	0.19	Ⅰ			
萬隆ビル・上馬二丁目市街地ビル	世田谷区上馬 2-26-20	店舗 共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	0.65	$C_T \cdot S_D$	0.31	Ⅱ			
ライオンズマンション駒沢	世田谷区駒沢 4-18-12	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	0.50	$C_{TU} \cdot S_D$	0.20	Ⅱ			Rt=0.967
日本郵便株式会社 世田谷郵便局	世田谷区三軒茶屋 2-1-1	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	2.05	$C_{TU} \cdot S_D$	0.33	Ⅲ			
古河松原マンション	世田谷区松原 3-39-16	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	0.56	$C_{TU} \cdot S_D$	0.27	Ⅱ			Rt=0.96

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【渋谷区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
					内容	実施時期							
笹塚駅前ビル	渋谷区 笹塚 1-57-10	店舗 ボーリング場 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	0.80	$C_{TU} \cdot S_D$	0.31	Ⅱ			Rt=0.98
東建インターナショナルビル本館	渋谷区 渋谷 2-12-19	事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1983年版)		I_S/I_{S0}	1.01			Ⅲ			
渋谷クロスタワー	渋谷区 渋谷 2-15-1	事務所 店舗 診療所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
シオノギ渋谷ビル	渋谷区 渋谷 2-17-5	店舗 事務所 機械室 駐車場	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
渋谷東口ビル	渋谷区 渋谷 2-22-3	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	0.75	$C_{TU} \cdot S_D$	0.26	Ⅱ			
日本情報産業ビル (カーニープレイス渋谷第一ビル)	渋谷区 渋谷 3-1-4	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_S/I_{S0}	1.13	$C_T \cdot S_D$	0.53	Ⅲ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
幡ヶ谷ゴールデンマンションビル	1～10F	渋谷区幡ヶ谷1-3-1	店舗事務所駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.56	$C_{TU} \cdot S_D$	0.27	Ⅱ		
	11・12F			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_S/I_{S0}	0.71	$C_{TU} \cdot S_D$	0.55	Ⅱ		
アルム幡ヶ谷	A・C棟	渋谷区幡ヶ谷2-20-8	店舗共同住宅駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.09	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅲ		
	B棟						I_S/I_{S0}	2.31	$C_{TU} \cdot S_D$	0.35	Ⅲ		
新宿東京海上日動ビル		渋谷区代々木2-11-15	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ		

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【中野区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
中野本町マンション	中野区本町1-5-5	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.63	$C_{TU} \cdot S_D$	0.35	Ⅱ		

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【杉並区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7		
					内容	実施時期								
荻窪タウンセブンビル	杉並区上荻1-9-1	店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.50	Ⅲ				
ユアビルⅠ	1~3F	杉並区上荻1-16-16	事務所 ボーリング場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	0.63	$C_t \cdot S_d$	0.30	Ⅱ				
	4~6F			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	0.41	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅰ				
高井戸第2ハイホーム	高層棟	杉並区高井戸西2-3-45	店舗 共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.06	$C_T \cdot S_D$	0.28	Ⅲ			
	低層棟			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	2.43	$C_{TU} \cdot S_D$	1.52	Ⅲ				

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【豊島区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	
マルビル池袋	豊島区東池袋1-29-1	遊技場店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.48	Ⅲ			
サンシャインシティワールドインポートマート棟(デパート棟)	豊島区東池袋3-1	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_S	0.72	q	1.44	Ⅲ			
サンシャインシティオフィス棟	豊島区東池袋3-1	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
サンシャインシティ文化会館(バスターミナル)棟	豊島区東池袋3-1	事務所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【北区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
王子五丁目団地 2号棟	A棟	北区 王子 5-2	店舗 共同住宅 診療所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.53	Ⅲ		
	I_S/I_{S0}						1.73	$C_t \cdot S_d$	0.52	Ⅲ			

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【板橋区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4			安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	
板橋スカイプラザ	高層棟	板橋区 板橋 4-6-1	店舗 共同住宅 遊技場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	0.36	$C_{TU} \cdot S_D$	0.18	Ⅰ		
	低層棟		店舗 遊技場	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	0.24	$C_{TU} \cdot S_D$	0.15	Ⅰ	耐震改修	2019年7月 着工 2019年12月 完了
サンシティD棟		板橋区 中台 3-27	共同住宅	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【練馬区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	
練馬北町一丁目市街地住宅	練馬区北町1-11-12	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.28	Ⅲ		
アリアス桜台ビル	練馬区豊玉北3-21-7	事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_S/I_{S0}	1.00			Ⅲ		
豊玉南住宅	練馬区豊玉南3-4-1	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	Ⅲ		
トーホープラザビル	練馬区錦2-19-1	店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.87	$C_{TU} \cdot S_D$	0.42	Ⅱ	耐震改修	2018年12月 着工

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【足立区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
						I_S/I_{S0}		$C_{TU} \cdot S_D$			内容	実施時期		
西新井大師 扇スカイハイツ	A棟	足立区 扇 3-18-13	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.32	$C_{TU} \cdot S_D$	0.39	Ⅲ			
	B棟						I_S/I_{S0}	1.11	$C_{TU} \cdot S_D$	0.31	Ⅲ			
	C棟						I_S/I_{S0}	1.05	$C_{TU} \cdot S_D$	0.30	Ⅲ			
	D棟						I_S/I_{S0}	1.35	$C_{TU} \cdot S_D$	0.31	Ⅲ			
東武大師前サンライト マンション3号館	A棟	足立区 栗原 3-10-19	店舗 共同住宅 居宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_S/I_{S0}	1.16	$C_{TU} \cdot S_D$	0.58	Ⅲ			
	B棟						I_S/I_{S0}	1.14	$C_{TU} \cdot S_D$	0.57	Ⅲ			
	C棟						I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.32	Ⅲ			
いづみハイツ竹の塚		足立区 島根 2-32-21	共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_S/I_{S0}	0.25	$C_T \cdot S_D$	0.07	Ⅰ			
竹の塚マンション		足立区 保木間 1-2-7	共同住宅	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる			Ⅲ				

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期	

- ※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。
- ※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。
- ※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。
- ※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。
- ※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。
- Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- ※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震
- いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。
- ※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。
- ※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【葛飾区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
					I _S /I _{S0}	1.20				内容	実施時期		
小菅水再生センター 本館	葛飾区 小菅 1-2-1	下水道 処理施設	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I _S /I _{S0}	1.20			Ⅲ				
都営西新小岩一丁目 アパート2号棟	2-A号棟	葛飾区 西新小岩 1-1	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I _S /I _{S0}	1.01	C _{TU} ・S _D	0.27	Ⅲ			
	2-B号棟					I _S /I _{S0}	1.03	C _{TU} ・S _D	0.27	Ⅲ			
西新小岩 リバーハイツ2号棟	A棟 1~11F	葛飾区 西新小岩 2-1	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I _S /I _{S0}	0.68	C _T ・S _D	0.52	Ⅱ			
	A棟 12~14F					I _S /I _{S0}	0.70	C _T ・S _D	0.53	Ⅱ			
	B棟					I _S /I _{S0}	1.05	C _T ・S _D	0.56	Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【江戸川区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7					
												内容	実施時期						
日商岩井 宇喜田町マンション	A棟 1～5F	江戸川区 北葛西 4-2-34	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.86	$C_{TU} \cdot S_D$	0.41	Ⅱ								
	5-3														一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	0.81	$C_{TU} \cdot S_D$	0.51
				5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.95	$C_{TU} \cdot S_D$	0.43	Ⅱ								
	5-3														一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	0.75	$C_{TU} \cdot S_D$	0.41
宇喜田ホームズ		1号棟	江戸川区 中葛西 1-2-18	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.43								
	2号棟	I_S/I_{S0}													1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.27	Ⅲ	
宇喜田カメラ	A棟	江戸川区 中葛西 4-8-15	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅲ								
	B棟														I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.36	Ⅲ
	C棟														I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.31	Ⅲ

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期						
ゾンネンハイム葛西	東棟	江戸川区 東葛西 5-2-18	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ		
	I_s/I_{s0}						1.05	$C_{tu} \cdot S_d$	0.51	Ⅲ			
	店舗棟			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_s	0.70	q	2.81	Ⅲ			
日本通運株式会社 隅田川支店	1~2F	江戸川区 平井 5-1-1	倉庫	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.15	$C_{TU} \cdot S_D$	0.58	Ⅲ		
	3~7F			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_s	0.84	q	1.01	Ⅲ			

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。